

## 割賦販売法・自主ルール研修 限定業務に従事する非正規職員向け研修ワークブックの申込みについて

- 会員主催研修においては、限定業務に従事する非正規職員に対する研修の範囲を限定することができます。
- 会員主催研修は、対面方式により日本クレジット協会作成の『割賦販売法・自主ルール研修テキスト(第3版若しくは第2版)』を利用することとしていますが、「限定業務に従事する非正規職員向け研修」については、試験的に自己学習が認められていることから、効率的な自己学習が行えるよう、割賦販売法・自主ルール研修テキストと併せて学習するために、『限定業務に従事する非正規職員向け研修ワークブック』を作成しておりますので、ご活用ください。  
※ 本ワークブックは、割賦販売法・自主ルール研修テキスト(第3版及び第2版)の補助教材となります。会員において特有の業務内容に関する事項がある場合は、会員が当該事項に関する内容の追加教材資料を作成し、研修を行うこともできます。

### テキストの種類

割賦販売法・自主ルール研修  
限定業務に従事する非正規職員向け研修ワークブック

### 販売価格

会員 1部 300円(税抜・送料込)  
※ お申込み数量は、1セット(5部)単位となります。  
※ 100部(20セット)以上の購入で1割引となります。  
(ただし、送付先は1ヶ所に限らせていただきます。)

### お申込み等

- ① 「限定業務に従事する非正規職員向け研修ワークブック申込書」に、必要事項をご記入の上、事務局までFAX又はEメールに添付してお申込みください。
- ② 協会の在庫数量により限りがありますので、ご了承ください。(次回の印刷については未定です。状況により増刷する場合があります。)

※信用購入あっせんに係る自主規制規則・細則が改定されたことを受けて、一部内容が変更となります。「新旧対照表」が同封されておりますので、本ワークブックをご使用の際は、ご併用くださいようお願いいたします。なお、「新旧対照表」につきましては、当協会ホームページまたは「JCA資格NET」でもダウンロードいただけます。

【当協会ホームページ】

<http://www.j-credit.or.jp/>

会員ページにログイン→割賦販売法・自主ルール研修関係→2.教材関連資料等

【JCA資格NET】

<https://www.shikaku-j-credit.jp/jcw/html/TopMenu.html>

実施概要等→割賦販売法・自主ルール研修関係→5.教材関連資料等

### お問い合わせ・お申込み先

一般社団法人日本クレジット協会 人材育成部

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル

TEL 03-5643-0011(代表) 03-5643-0018(直通) FAX 03-5643-0080(番号間違いにご注意ください)

E-mail [kenshu@jcredit.jp](mailto:kenshu@jcredit.jp)

# 限定業務に従事する非正規職員向け 研修ワークブックの概要（イメージ）

○ ワークブックの構成は、自主ルール研修で使用するテキストの構成に可能な限り合せています。研修項目毎に簡単な理解度チェックを設定しています。

○ ワークブックの記載項目（体裁：A4版 単色刷り 56ページ）

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| 1. クレジット業界の自主的取組み | 6. 加盟店情報交換制度         |
| 2. 目的と適用範囲        | 7. 加盟店調査業務           |
| 3. 与信審査業務         | 8. 個人信用情報機関と個人情報保護   |
| 4. 債権管理業務         | 9. クレジットカード番号等の適切な管理 |
| 5. 苦情処理業務         | 10. その他              |

（弁護士 片岡 義広 監修）

○ ワークブックのイメージ（実際はカラーではなく単色刷りになります）

非正規職員向けサブテキスト 第1版

## II. 目的と適用範囲

### 1. 目的

個別対処 14 分、包括対処 14 分

割賦販売法等関係法令や自主ルールの遵守のためには、割賦販売法と自主ルールの目的を理解することが必要となります。

これらの目的に沿った運用がされているかを念頭において、クレジット業務に従事することが求められます。

○ 割賦販売法と自主ルールの目的

割賦販売法の大目的は「国民経済の発展に寄与」することですが、下図のとおり、この目的を達成するために、3つの小目的が規定されていますので、この小目的を理解しましょう。

**割賦販売法**

【大目的】 国民経済の発展に寄与

【中目的】

- 割賦販売等の取引の健全な発達
- 購入者等の利益の保護
- 商品等の流通及び後援の提供の円滑化

【小目的】

① 割賦販売等の取引の公正の確保

○ 審査の交付  
○ 支払可能な額算定  
○ 取組経費

② 購入者等の損害の防止

○ 支払停止の提示  
○ ターニングオフ  
○ 商品表示の取扱い

③ クレジットカード番号等の適切な管理

○ 事業者の安全管理業務  
○ 不正取得への罰則

**相互補完**

【目的】

**自主ルール（クレジット業界）**

信用購入あっせんに係る取引の公正を確保し、もって、個別信用購入あっせんの健全な発展を図るとともに、購入者等の利益を保護すること

【留意事項】

- ・ 法と自主ルールの相互補完により、目的が実現できるよう解釈・運用すること
- ・ クレジット業務・取引の不当な制限、不正な取引を許容するなど公正かつ自由な競争を妨げないようにすること

非正規職員向けサブテキスト 第1版

## 2. 定義

個別対処 15 分、包括対処 15 分

包括信用購入あっせん（クレジットカード）と個別信用購入あっせんの割賦販売法上の定義は、それぞれ以下の①から④の要件で整理されます。

※ なお、平成20年改正において、すべての「商品」及び「役務」が適用対象となり、「権利」のみ指定制が残されました（7権利群が対象となっています）。

1) 包括信用購入あっせん（クレジットカード）

包括方式	リボルビング方式
① カード等を利用者に交付等し	
② 利用者がカード等を提示等して加盟店から商品等を購入等した場合に	
③ 加盟店に商品等の代金等の全部又は一部に相当する金額を交付するとともに	
④ 利用者等から代金等の金額を二月を超える期間にわたって受領すること	④ 利用者等からあらかじめ定められた時期ごとに、代金等の金額の合計額を基礎として、あらかじめ定められた方法により算定して得た額を受領すること

※「カード等」とは、「カードその他の物（クレジットカード等の有価物）」と、「番号、記号、その他符号（無体物）」の双方を含む。

カード会社

③ 立替金交付

① 交付

加盟店

② 提示

利用者

④ 二月を超える期間にわたりよりリボルビング方式で支払う

不正複製防止ナプテキスト 第1版

② 個別信用購入あっせん（個別クレジット）

① カード等を利用者に交付等せず

② 購入者等が加盟店から商品等を購入等することを条件として

③ 加盟店に商品等の代金等の全部又は一部に相当する金額を交付するとともに

④ 購入者等から代金等の金額を二月を超える期間にわたって受領すること

※ 提携ローンは身信形が全残消費信託契約であった場合も、貸付契約と売買契約との手続一体性、内容的一体性、金融機関と販売業者等との一体性等の要素を考慮し、密接な牽連関係がある場合は「個別信用購入あっせん」と判断されることとなると考えられます。

3. 適用除外

包括信用購入あっせん及び個別信用購入あっせんの適用について、以下のものは、行為規制や民事ルールの規定の適用が除外されます。

(1) 割賦販売法の適用除外

① 営業のために、もしくは営業として行われるもの

② 利用者が日本国外に在る者である場合

③ 国又は地方公共団体が行うもの

④ 次の団体がその構成員に対して行うもの  
特別法に基づく組合等、公務員の職員団体、労働組合

⑤ 事業者がその従業者に対して行うもの

⑥ 不動産の販売に関するもの

(2) 自主ルールの適用除外

自主ルールの適用除外は、原則として割賦販売法と同様です。

不正複製防止ナプテキスト 第1版

理解度チェック2

次の表は、割賦販売法の小目的に関するものです。それぞれの目的に関連する規  
則について、①～③に該当する適当な語句を記入してください。

割賦販売等の取引の公正の確保	ア) 取引条件の表示 イ) (①) ウ) (②) エ) 加盟店調査 等
購入者等の損害の防止	ア) (③) イ) クーリングオフ ウ) 意思表示の取消し 等
クレジットカード番号等の適切な管理	ア) 事業者の安全管理義務 イ) 不正取得への罰則 等

次の表は、割賦販売法の適用対象となる取引とその範囲に関するものです。①～③  
に該当する適当な語句を記入してください。

	定義（割賦要件）	指定商品等
割賦販売 （第2条第1項第1号）	2カ月以上かつ3回払い以上	・指定商品 ・指定役務 ・指定権利
ローン提携販売 （第2条第2項第1号）	2カ月以上かつ3回払い以上	・指定商品 ・指定役務 ・指定権利
信用購入あっせん （第2条第3項及び第4項）	(①)	・商品 ・(②) ・(③)

不正複製防止ナプテキスト 第1版

III 与信告知義務

1. 取引条件の表示

取引条件を表示する目的は、利用者が販売等の条件を十分に比較検討したうえで  
購入方法等を選択できるようにすることです。

(1) クレジットカード（含む「信用購入あっせん」）

いつ？ クレジットカードを利用者に交付するときや取引条件を広告  
するとき

だれが？ カード会社

なにを？ 取引条件に関する項目  
包括取引：「支払期間・支払回数」、「実質年率」  
「具体的算定例」、「種別」、「その他特約」  
リボ方式：「返済時期」、「返済金の算定方法」、「実質年率」  
「具体的算定例」、「種別」、「その他特約」

どのように？ 書面（いわゆるカード会員規約が該当します）

※ 取引条件の表示項目のうち、「初年度」については、  
カード会員ごとに相違するため、一般的にカード送  
付台紙に記載されています。

(2) 個別クレジット（個別信用購入あっせん）

いつ？ 商品等の提示をするときや、その広告をするとき

だれが？ 販売業者等（加盟店）

なにを？ 取引条件に関する項目  
「現金販売価格」、「支払総額」、「支払期間・支払回数」、  
「実質年率」

どのように？ 見やすい方法による掲示又は書面による提示  
(交付の必要はない)

不正複製防止ナプテキスト 第1版

理解度チェック3

次の文章は、包括信用購入あっせん（クレジットカード）の取引条件の表示に関  
するものです。①～③に該当する適当な語句を記入してください。

包括信用購入あっせん（クレジットカード）の取引条件にあたっては、省令で  
定められた（①）を定義どおりに使用します。リボ方式の場合の  
各回の支払金額の表示は（②）という用語を使用します。

手数料率の表示は、（③）であることを表示したうえで、年利立てで少なく  
とも（④）パーセントの単位まで表示します。

次の文章は、包括信用購入あっせん（クレジットカード）の取引条件の表示に関  
するものです。正しいものに○を、誤っているものに×を記入してください。

① 同一のカード等で包括方式とリボ方式ができる場合には、それぞれ  
内容が共通するものは重ねて表示する必要はない。（ ）

② クレジットカードの更新時において、割賦販売法によりカード等の有効期間  
を更新するときは、取引条件を表示しなくてはならない。（ ）

③ クレジットカードの入会申込書面においては、割賦販売法において取引条件  
を表示することが義務付けられている。（ ）

次の表は、条件表示に関するものです。①②に該当する適当な語句を記入して  
ください。

	表示義務者	表示方法
一括方式 （一括・リボ）	・クレジットカード会社	(①)
個別方式	(②)	・見やすい方法での掲示又は 書面による提示

**限定業務に従事する非正規職員向け  
研修ワークブック申込書**

平成    年    月    日

一般社団法人日本クレジット協会  
人 材 育 成 部    行

**割賦販売法・自主ルール研修  
限定業務に従事する非正規職員向け研修ワークブック 申込書**

【太枠内にご記入ください】

コード No.		会員番号			
会 社 名					
所 在 地	〒      ー				
申込責任者名					
部 署		役 職			
電 話 番 号	ー      ー	F A X 番 号	ー      ー		
研 修 予 定	研修種別（○付け） 個別 包括 合同	① 平成    年    月頃    ② 平成    年    月頃 ③ 平成    年    月頃    ほか合計      回を実施予定			
テキスト部数	◎ 限定業務に従事する 非正規職員向け研修ワークブック                          セット（1セット5部単位） <small>※ 1部単位での販売はお受けできません。1セット（5部）単位での販売となりますのでご了承ください。</small>				

- ※1. 請求書には、会社名・申込者名を記載して送付いたします。（宛先にご希望のある場合は、お問合せください。）お振込みの際は、お手数ですが会社名と氏名をご記入ください。
- ※2. 請求書発行後のキャンセル・返品はできませんのでご了承ください。
- ※3. 上記の個人情報は、割賦販売法・自主ルール研修 限定業務に従事する非正規職員向け研修ワークブックの申込者管理、ワークブックの発送、請求事務などに利用させていただきます。

（事務局使用欄）

入 力	F 発注	請 求	発 送
/	/	/	/